11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

所有権の移転時期

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：いつ買主のものになるか

売買の目的物は、いつ売主のものから買主のものになるのでしょうか。契約を結んだ時か、納品された時か、検収に合格した時か、代金を払い終えた時か。継続的な売買の基本契約では、この時期を条項で明示しておく必要性が高いといえます（注1）。

所有権の移転時期は、売主が代金を回収できなかったときに商品を取り戻せるか、買主が転売できるか、どちらかが倒産したときに商品が誰の財産として扱われるかに関わります。本稿では、民法の原則と、契約で移転時期を動かす意味を確認します。

二　制度の枠組み

1　意思主義（民法176条）

物権の設定と移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生じます（注2）。登記や引渡しは、第三者に対抗するための要件であって、当事者の間で所有権が移るための要件ではありません。

2　特定物と不特定物

最高裁は、売主の所有に属する特定物を目的とする売買では、特にその所有権の移転が将来されるべき約旨に出たものでない限り、買主に対し直ちに所有権移転の効力を生ずるとしています（注3）。中古の機械や土地のように、その物の個性に着目した売買であれば、契約の時に所有権が移るのが原則です。

不特定物（種類物）の売買については、原則として目的物が特定した時に所有権は当然に買主に移転するとしています（注4）。特定とは、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、または債権者の同意を得て給付すべき物を指定した時に、その物が債権の目的物になることをいいます（注5）。

取引基本契約で売買されるのは、通常は不特定物です。持参債務であれば、売主が買主の営業所などで目的物を納品した時に特定が生じ、その時に所有権が移ることになります（注6）。

3　所有権留保

売主が代金を払い終わるまで所有権を自分に残しておく特約を、所有権留保といいます。最高裁も、不特定物の売買について「特に売主にその所有権を留保するという特約が存しない以上」特定の時に所有権が移るとした原審（原判決が引用した第一審判決）の判示を正当としており（注4）、特約で移転時期を遅らせることを前提にしています。

三　解釈：所有権が移る時期を動かす意味

1　原則の時期は、取引の実態に合わない

所有権の移転時期の定めは任意規定なので、当事者の合意で変えられます（注7）。不特定物の特定時がいつなのかは一義的に明らかでない場合が多いので、買主の立場からも、明示的に定めておく必要性は高いといえます（注8）。

納品された目的物は、買主の検査を経て合格品だけが受け入れられ、不合格品は原則として売主に返されます。納品の時に所有権が移るというのでは、取引の実態に合いません。そこで、買主が受け取るべき目的物が決まる検査終了時を、所有権の移転時期と定めることが多くなります（注6）。納品時か検収時とすることが多くあります（注8）。

2　代金完済時とするのは、担保のためである

売主の立場からは、代金を受け取った時に所有権が移ると定めることで、買主に代金の支払を促す効果があります（注6）。買主に信用不安があるときに、代金完済まで所有権を留保することが考えられます（注8）。

ただし、効き目には限界があります。目的物が動産であれば、取引で平穏・公然に占有を始めた善意・無過失の第三者は、即時にその動産の権利を取得します（注9）。目的物が転売されれば即時取得される可能性が高く、所有権留保の実効性は薄いといえます（注8）。代金債務の履行を確保するためには、別に物的・人的担保を求めたり、保証金の差入れを受けたりすることになります（注6）。

所有権の移転時期を代金完済時に遅らせるのは、所有権を担保として使うためであり、その価値は、転売されたときと買主が倒産したときに試されます。

四　契約実務への還元

1　移転時期を検収時に合わせる

取引基本契約の雛形は、所有権は買主が検収した時点で移転するとし、買主が引き取った不合格品については買主が引き取る旨の意思表示をした時に移転するとしています

（注10）。所有権の移転時期を検収に合わせておけば、危険の移転や代金の支払と起算点がそろいます。起算点のそろえ方は、別稿「納品・検査・検収」で扱いました。

2　代金完済時とする条項

売主が所有権留保を求める場合は、次のような条項になります（甲は売主、乙は買主です）。

> 本件商品の所有権は、乙が本件商品の代金を完済した時点で甲から乙に移転するものとする。（注11）

雛形も、所有権の移転時期を検収時としつつ、代金の支払が完了するまで商品の所有権が移転しない旨の特約がある場合にはその特約によるとして、所有権留保の余地を残しています（注10）。

買主の立場では、代金完済まで所有権が移らないと、受け取った商品を転売したり加工したりすることとの関係が問題になります。所有権留保を受け入れるなら、通常の営業の範囲で転売や加工ができることを確認しておきます。

3　倒産時に効くか

所有権留保は、買主が倒産したときに本当の意味を持ちます。最高裁は、代金完済まで所有権を留保して機械を売った売主が、買主に会社更生手続開始の申立ての原因となる事実が生じたことを解除事由とする特約に基づいて契約を解除した事案で、その特約は会社更生手続の趣旨・目的を害するとして効力を認めませんでした（注12）。所有権留保付売買では、倒産解除条項が非典型担保の実行手段として働くので、この判例の考え方が及びやすい類型です。この点は、別稿「倒産手続と契約条項の限界」が扱います。倒産時に効く条項の組み合わせ方は、別稿「倒産時に効く条項の束：期限の利益喪失・解除・相殺・担保」が扱います。

4　危険負担と切り分ける

所有権の移転時期と危険の移転時期は、別々に決められます。雛形も、所有権は検収時に移転するとしつつ、危険は検収の前後で売主と買主に振り分けると、別の項で定めています（注10）。所有権を代金完済まで留保する場合でも、商品が買主の手元にある間の滅失・損傷の危険は、検収時に買主に移すのが通常の設計です。危険の移転時期は、別稿「危険負担と引渡し」が扱います。

決め方	所有権が移る時期	向いている場面
定めない	特定物は契約時、不特定物は特定時（持参債務なら納品時）	1回限りの特定物の売買
検収時	検査に合格した時	継続的な売買の基本契約
代金完済時	代金を払い終えた時	買主の信用に不安がある取引

本稿で扱わなかったこと

製造委託で買主が材料を有償で支給する場合の、支給品の所有権の移転時期は、別稿「支給品・貸与品」が扱います。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）55〜56頁
（注2）民法176条
（注3）最判昭和33年6月20日民集12巻10号1585頁（昭和31年（オ）第1084号）
（注4）最判昭和35年6月24日民集14巻8号1528頁（昭和31年（オ）第252号）
（注5）民法401条2項
（注6）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）153頁
（注7）前掲注1・55頁
（注8）前掲注1・56頁
（注9）民法192条
（注10）前掲注1・24頁（雛形第5条）
（注11）前掲注6・152頁の売主側変更例
（注12）最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁（昭和53年（オ）第319号）

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shoyuken-iten-jiki/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「所有権の移転時期」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。